14

今からでも間に合う！極めろ民法！

民法特化道場

実施形態・実施校
通学：新宿エルタワー本校

対象者
- 民法が苦手な方
- 直前期に民法の総復習をしたい方

担当講師
本間貴大
LEC専任講師

科目
民法

回数
全5回

使用教材
講師オリジナル問題集

1回あたりの講義時間
2時間30分

タイムスケジュール
講義70分
▼
休憩10分
▼
講義70分

受講（Web視聴）期限
23/11/19（日）

お申込みはこちら

講座内容
「民法」を得点源にできるよう民法特化の道場を実施します！本道場では、本問講師作成のオリジナル問題集を解いていただき、徹底解説するという実戦形式で行います！民法の頻出論点を網羅的に復習できるため、直前期にピッタリの講座です！

レジュメのPOINT

POINT ❶ 正確な知識の再確認！

「過去問題集を複数回解くことで、答えを覚えてしまった」という方！同じ知識を違う角度から問われても正解できますでしょうか！？頻出かつ受験生が苦手とする分野に絞った問題集を解くことで正確な知識を再確認しましょう！

POINT ❷ 実戦形式で！

「時間が足りなくて全問解答できなかった」、「時間があれば間違えなかった」、このような声をよく聞きます。限られた時間の中で、瞬時に解答できることも合格に必要な力です。本道場では、時間の制限を設定し、実戦形式で解答していただくことで、瞬時に解答する力も身に着けていただきます！

※本講座には記述対策は含まれません

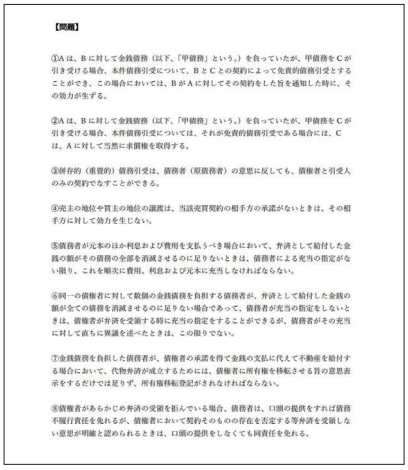

【問題】

①Aは、Bに対して金銭債務（以下、「甲債務」という。）を負っていたが、甲債務をCが引き受ける場合、本件債務引受について、BとCとの契約によって免責的債務引受とすることができ、この場合においては、BがAに対してその契約をした旨を通知した時に、その効力が生ずる。

②Aは、Bに対して金銭債務（以下、「甲債務」という。）を負っていたが、甲債務をCが引き受ける場合、本件債務引受については、それが免責的債務引受である場合には、Cは、Aに対して当然に求償権を取得する。

③併存的（重畳的）債務引受は、債務者（原債務者）の意思に反しても、債権者と引受人のみの契約でなすことができる。

④売主の地位や買主の地位の譲渡は、当該売買契約の相手方の承諾がないときは、その相手方に対して効力を生じない。

⑤債務者が元本のほか利息および費用を支払うべき場合において、弁済として給付した金銭の額がその債務の全部を消滅させるのに足りないときは、債務者による充当の指定がない限り、これを順次に費用、利息および元本に充当しなければならない。

⑥同一の債権者に対して数個の金銭債務を負担する債務者が、弁済として給付した金銭の額が全ての債務を消滅させるのに足りない場合であって、債務者が充当の指定をしないときは、債権者が弁済を受領する時に充当の指定をすることができるが、債務者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

⑦金銭債務を負担した債務者が、債権者の承諾を得て金銭の支払に代えて不動産を給付する場合において、代物弁済が成立するためには、債権者に所有権を移転させる旨の意思表示をするだけでは足りず、所有権移転登記がされなければならない。

⑧債権者があらかじめ弁済の受領を拒んでいる場合、債務者は、口頭の提供をすれば債務不履行責任を免れるが、債権者において契約そのものの存在を否定する等弁済を受領しない意思が明確と認められるときは、口頭の提供をしなくても同責任を免れる。

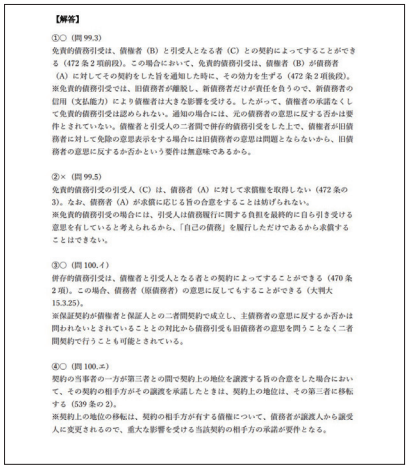

【解答】

①○（問99.3）
免責的債務引受は、債権者（B）と引受人となる者（C）との契約によってすることができる（472条2項前段）。この場合において、免責的債務引受は、債権者（B）が債務者（A）に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる（472条2項後段）。
※免責的債務引受では、旧債務者が離脱し、新債務者だけが責任を負うので、新債務者の信用（支払能力）により債権者は大きな影響を受ける。したがって、債権者の承諾なくして免責的債務引受は認められない。通知の場合には、元の債務者の意思に反する否かは要件とされていない。債権者と引受人の二者間で併存的債務引受をした上で、債権者が旧債務者に対して免除の意思表示をする場合には旧債務者の意思は問題とならないから、旧債務者の意思に反するか否かという要件は無意味であるから。

②×（問99.5）
免責的債務引受の引受人（C）は、債務者（A）に対して求償権を取得しない（472条の3）。なお、債務者（A）が承諾に応じる旨の合意をすることは妨げられない。
※免責的債務引受の場合には、引受人は債務履行に関する負担を最終的に自ら引き受ける意思を有していると考えられるから、「自己の債務」を履行しただけであるから求償することはできない。

③○（問100.イ）
併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる（470条2項）。この場合、債務者（原債務者）の意思に反してもすることができる（大判大15.3.25）。
※保証契約が債権者と保証人との二者間契約で成立し、主債務者の意思に反するか否かは問われないとされていることとの対比から債務引受も旧債務者の意思を問うことなく二者間契約で行うことも可能とされている。

④○（問100.エ）
契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する（539条の2）。
※契約上の地位の移転は、契約の相手方が有する債権について、債務者が譲渡人から譲受人に変更されるので、重大な影響を受ける当該契約の相手方の承諾が要件となる。

スケジュール
【通学】

回数	日程	時間	実施校
1	23/9/5（火）	19：00～21:30	新宿エルタワー本校
2	23/9/11（月）		
3	23/9/13（水）		
4	23/9/22（金）		
5	23/9/26（火）		

※教材は講義当日に教室で配布します。ご自宅への配送はございません。
※通学には、実施日翌々日から23/11/19（日）まで視聴可能な欠席WEBフォロー付き。欠席WEBフォローには音声ダウンロード機能はございません。

受講料（税込）

受講形態		一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学	Webフォロー付	24,750円	23,512円	24,255円	GA23673

〈解約・返品について〉
1. 弊社所定紙面をご提出下さい。実施済受講料、手数料等を清算の上返金します。教材等の返送料はご負担いただきます。
2. 詳細は http://www. lec-jp.com/kouzamoushikomi.html の LEC 申込規定第 3 条をご覧下さい。